

「まちごと『子ども図書館』」

高槻市の子ども図書館について

1. はじめに

平成 20 年 9 月策定した「高槻市立図書館整備方針」(以下「整備方針」という。)において、子ども図書館のあり方についての検討にあたっては、市立図書館の児童書の有効活用、学校図書館や他の施設との連携、施設の役割や機能、効果などさまざまな観点から行うものとした。検討の結果は以下のとおりである。

2. 子ども読書推進の動向と基本的な考え方

テレビ、ビデオ、インターネット等の情報メディアの発達・普及や子どもの環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書ばなれ」が指摘されているなか、「子ども読書年」(平成 12 年)を契機に、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成 14 年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された。この計画では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念としている。また、この計画では公共図書館、公民館図書室及び学校図書館等の整備・充実と関係機関との連携・協力や地域の推進体制の整備等の推進について記している。

高槻市では、国の計画と整合性を図りつつ、平成 18 年 1 月「高槻市子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定した。この「推進計画」の中で、子どもたちが安心して本を読める子ども図書室等の検討は次の方向性で行うものとした。

- 絵本、児童図書などの子ども文化研究の拠点づくり
- 市内中心部での設置を基本とする

市立図書館では、さらに平成 19 年 6 月に高槻市図書館協議会に対し諮問を行い、平成 20 年 2 月同協議会から「これからの高槻市図書館の在り方について」という答申が提出された。(以下「答申」という。)

この「答申」において「子ども図書館の在り方」について述べているが、子どもが遊びと同化しながら読書できるような子ども図書館の設置は、以下 3 点の意味で有効的であるとしている。

- 子どもの自由読書空間を作る
- 子ども文化の拠点となる場所を作る
- 学校図書館支援センター的役割を果たす

「整備方針」においては、子ども図書館は上記 3 点の機能が必要であるとし、これに加え、既存図書館で子どもが排除されないよう配慮することで子どもの読書環境整備の充実

をめざすものとした。

3. 子どもの読書環境の現状と課題

(1) 幼稚園・学校等における読書環境

保育所や幼稚園においては、絵本の読み聞かせやお話、保護者等への絵本の貸出し、紹介を行っている。また、地域の子どもたちに対しても園庭開放や幼稚園のふれあいルームなどで、読み聞かせや絵本の貸出、おはなし会なども行っており、在園児や卒園児の保護者をはじめ、絵本に関心のある地域のボランティアが協力し、子どもたちに対する読書環境整備に努めている。しかし、図書購入費用も限られており、市立図書館図書の有効活用の検討が必要である。

小・中学校については、平成10年度より全校一斉に朝の読書の取り組みが始まり、現在、ほとんどの学校で実施されている。その中で、学校図書館は、児童生徒の自由な読書や読書指導の場として、読書センターや学習情報センターとしての機能を有している。

学校図書館においては、平成12年4月にインターネットによる市立図書館の蔵書検索・予約が可能となり、平成19年、20年と「高槻市子ども読書のまち推進事業」にも取り組むなか、平成20年6月には各小学校に学校図書館支援員が配置され、学校図書館をより活性化させる方向に進んでいる。市立図書館との連携については、それまで希望する学校のみ対象であった学校図書館連絡車の運行を、9月からすべての小・中学校を対象とし、利用冊数も増加している。そのほか、学校図書館支援員やボランティアのための研修、毎年夏休みに行っている移動図書館の訪問事業などの支援策を行っている。しかし、学校図書館連絡車の積載量の関係で運搬ケース数を制限せざるを得ないことやボランティア等の活用方法などの課題もあり、学校図書館運営協議会などと研究・検討を行いながら連携を深めていく必要がある。

また、平成22年1月の市立図書館システム更新に伴い、学校図書館での貸出をコンピュータで容易に行えるようにするため、市立図書館の蔵書のバーコードを変更した。しかし、学校図書館相互の図書検索ができないため、市立図書館にすべて頼らざるを得ない状況があり、学校間の連携をいかに図るかも課題である。

小・中学校59校の学校図書館は、子どもの読書空間として大きな位置を占めており、学校図書館の活性化はそのまま子どもたちの読書環境の充実につながる重要な施設である。

(2) 家庭・地域における読書環境

公民館、子育て支援センター等の公共施設においては、講座の開催や図書コーナーを設けるなど子どもたちの読書環境を整える努力を行っている。また、コミュニティセンターなど地域で同様の取り組みがなされている施設もある。市立図書館とは、移動図書

館のステーションとして月 1 回の訪問や団体貸出という形で連携を行っている。

これらの施設をさらに活性化するには、市立図書館の図書の利用、子どもたちに対する読み聞かせや読書についてのアドバイスなど図書と子どもたちを結び付ける人材の育成・支援などが必要である。特に、子育てを支援する施設と市立図書館の連携はさらに強化が必要である。

次に、市民が自主的に運営する家庭・地域文庫は、身近に利用できるミニ図書館として利用されており、子どもたちには読み聞かせやストーリーテリング、保護者など大人に対しても読書アドバイスを行なうなど市立図書館の補完的役割を果たしている。

市立図書館としては、図書の長期貸出などの支援をおこなっているが、希望図書の購入、図書の貸出、搬送、交流や研修の場の提供など連携・支援を深める必要がある。

4. 「子ども図書館」のあり方

以上のように、推進計画や答申などを踏まえ、また、市内の各施設の現況や課題の整理を行うなか、検討を進めてきた。

結論として、高槻市の子ども図書館とは、子どもたちが「あらゆる機会」、「あらゆる場所」を通じて読書活動ができるように、市立図書館はもちろん、市内の各学校図書館、公民館等の公的施設、民営も含む子育て支援施設、家庭文庫、地域文庫などをつなぎ、市内全域を「まちごと『子ども図書館』」として機能させるシステムを言うものとする。点を線でつなぎ、線のつながりを市内全域という面へと発展させるシステムづくりである。

具体的には、「(仮称) 子ども読書支援センター」(以下「支援センター」という。)を設置し、各施設や施設間をつなぎ、点在するさまざまな施設との連携を進める。

「支援センター」は、子どもの読書環境整備の中核として位置づけ、さまざまな事業の実施や課題の検討などを行う子ども図書館コア機能と配送、書庫機能の大きく二つを有するものである。連携が可能な距離であれば、必ずしも同一施設内である必要はなく、既設の施設の転用も含め検討する。

また、子どもたちが自由に読書できる空間は、図書と子どもたちをつなぎ、紹介できる人の存在が欠かせないが、学校図書館との連携充実を含め、公設、民設、既設、新設を問わず、施設の増加に努め、市民やボランティアなどが活動しやすい支援体制の検討を行う。

「支援センター」の具体的な機能は以下のとおりである。

■子ども図書館コア機能

(1) 子ども読書環境整備

- ① 学校図書館等との連携のためのコーディネート
- ② 学校図書館支援員等人的交流、情報交流の促進

(2) 子どもの図書室及び事業実施の拠点

- ① 幼児・児童と保護者等へのサービス

② 絵本を中心とした図書の収集

③ 絵本研究の拠点

④ 世界の絵本の活用

■ 配送、書庫機能

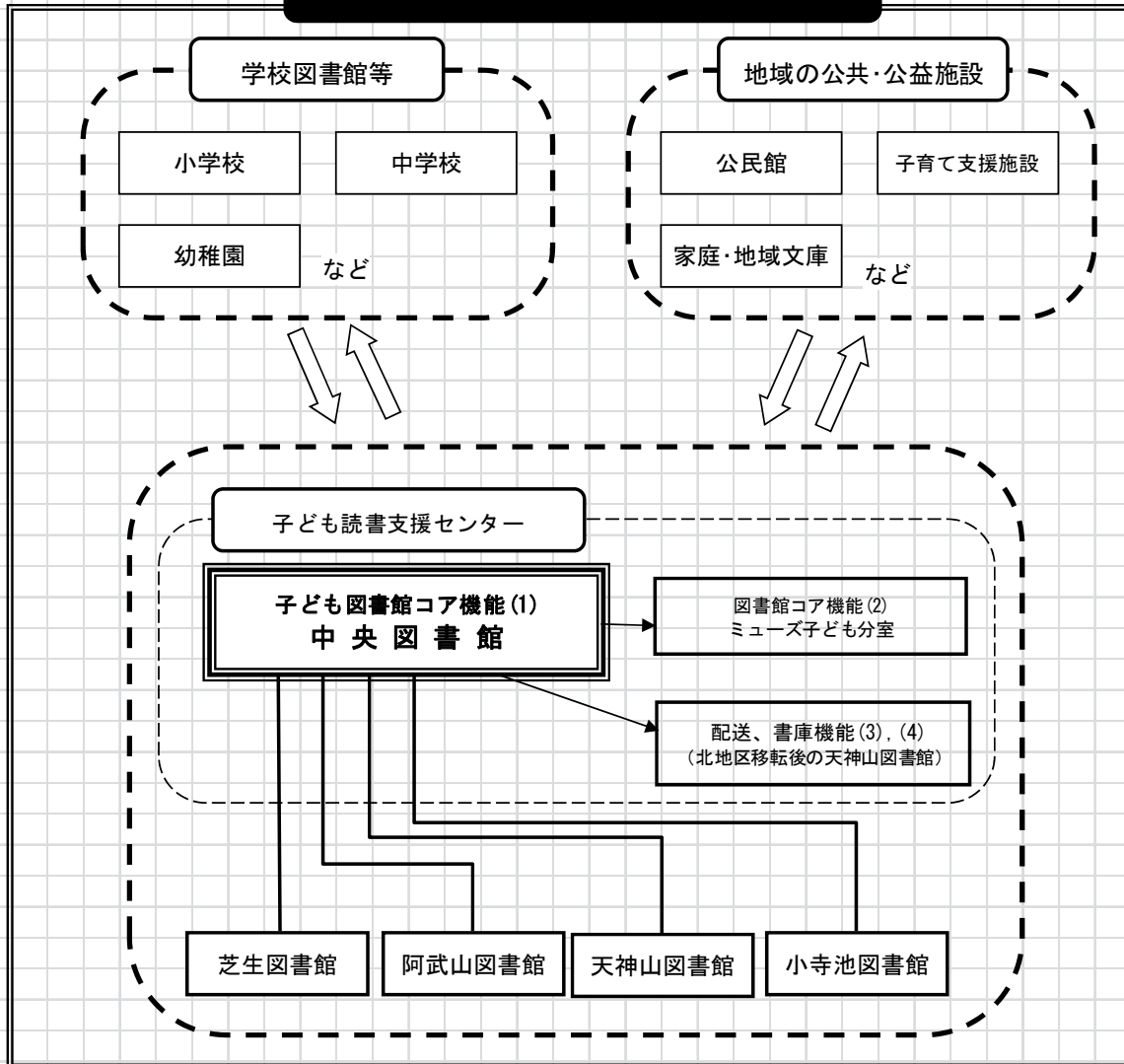
(3) 市立図書館の図書を中心とした資料基地（開架書庫）

(4) 図書の配送システムの拠点

① 学校図書館等との連携・支援

② 家庭・地域における読書環境整備団体等との連携・支援

まちごと「子ども図書館」を目指して



「まちごと『子ども図書館』」の子ども読書支援センターとは

■ 子ども図書館コア機能

(1) 子ども読書環境整備

- ① 学校図書館等との連携のためのコーディネート
- ② 学校図書館支援員等人的交流、情報交流の促進

(2) 子どもの図書室及び事業実施の拠点

- ① 幼児・児童と保護者等へのサービス
- ② 絵本を中心とした図書の収集
- ③ 絵本研究の拠点
- ④ 世界の絵本の活用

■ 配送、書庫機能

(3) 市立図書館の図書を中心とした資料基地(開架書庫)

(4) 図書の配送システムの拠点

- ① 学校図書館等との連携・支援
- ② 家庭・地域における読書環境整備団体等との連携・支援